別記様式第九号（第二十一条関係）

協議会設置申出書

年　月　日

都道府県知事　殿

漁業権者の住所
漁業権者の名称及び代表者の氏名　㊞

内水面漁業の振興に関する法律第35条第１項の規定により、下記のとおり協議会の設置を申し出ます。

記

1　共同漁業権の免許番号
2　共同漁業権に係る漁業種類及び漁業の名称
3　協議会の構成員に加えるべき者
4　協議内容

以　上

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百三十六号）附則第三条において読み替えて適用する法第三十条において準用する漁業法第五十八条の二第三項の農林水産省令で定める水産動植物の量は、平成二十六年度当初におけるこの省令による改正前の内水面漁業の振興に関する法律施行規則第五条の規定による養殖予定書に記載されたうなぎの量とする。

第三条　内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりうなぎ養殖業の許可を受けているものとみなされる者についてのこの省令による改正後の内水面漁業の振興に関する法律施行規則第十八条の規定の適用については、「別記様式第七号」とあるのは、「内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年農林水産省令第五十四号）による改正前の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第六号」とする。

第四条　この省令の施行前にこの省令による改正前の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第七号により提出された申出書は、この省令による改正後の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第九号により提出された申出書とみなす。

告　示

○財務省告示第百八十一号

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律附則第四条第一項の額の計算に関する省令（平成二十七年財務省令第五十四号）第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法を次のように定める。

なお、株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法を定める件（平成二十一年財務省告示第二百二十二号）は、平成二十七年七月一日限り廃止する。

平成二十七年五月二十日

財務大臣　麻生　太郎

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　自己資本比率告示　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。

二　標準的手法　自己資本比率告示第一条第八号に規定する方法により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

三　危機対応準備金　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。

四　危機対応業務　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。

（必要となる資本の額の計算方法）

第二条　株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律附則第四条第一項の額の計算に関する省令（以下「計算省令」という。）第三条第一項に規定する必要となる資本の額は、計算省令第一条に規定する期間の末日における信用リスク・アセットの額の合計額に百分の八を乗じて得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額から危機対応準備金の額を減じて得た額とする。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第三条　前条の信用リスク・アセットの額（信用リスク・アセットの額の算出の対象を償却前のエクスポージャーを含み、かつ、危機対応業務に係る資産に限るものとし、リスク・ウェイトを株式会社日本政策金融公庫法第二条第五号に規定する特定資金の貸付け等が行われたときの値とする。）の合計額は、標準的手法により算出するものとする。

2　前項の算出において、自己資本比率告示第十条第二項第一号イに規定する個別貸倒引当金に相当する額は、算出を要することとする。

（オペレーショナル・リスク相当額）

第四条　第二条のオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、計算省令第一条に規定する期間の末日における危機対応業務に係る資産の額の合計額を、同日における会社全体の業務に係る資産の額の合計額で除した額に、自己資本比率告示第三百四条により算出した額を乗じた額とする。

○農林水産省告示第千二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市南波多町府招字葉山二七三九から二七四一まで、二七四三、二七四四の一、字小原二九三三、二九三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）